

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	特例特定障害者特別給付費の支給	
根 拠 法 令	障害者自立支援法	
根 拠 条 項	第35条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>特定特例障害者特別給付費の支給決定は、障害者自立支援法第35条に定めるところにより行う。</p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号) (特例特定障害者特別給付費の支給) 第35条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 (2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特例特定障害者特別給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
	参 考 事 項	<p>(1)介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) (2)障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	<p>総日数 90日(障害程度区分認定が必要なもの)・60日(障害程度区分認定が不要なもの)(休日を含む)</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)